時事新報定價
時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價逓送價告料ハ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

將來の新華族

今の政府の貴顯と稱せらるゝ人々は大抵何位何等の位勳を有にする上に從前は某縣の士族平民たりしも新に華族に列して伯子男の爵號を有せざるはなし惟ふに位勳爵の光明は全國無數の後進を惱殺して羨望の情燃るが如く政治の外亦功名の餘地なからしめたるは事實に掩ふ可らず又二十年前までは身分賤しき一介の書生が新にむかしの大名公卿と族を同ふしてより從前の舊華族に固有する古色も之が爲めに多少の影響を被りたることはなきや凡そ是等の事柄は經世百年の謀に利害如何とて曾て我輩の論したる所あれども論意迂濶にして今の社會に容れられず今日の實際に於て榮擧を得たる人々の得意あると同時に之を得ざる者は失意にして其得失の差いよ／＼ます／＼甚だしき有樣なれば位勳爵の熱度は今後とも容易に降る可きに非ず其數漸く增殖して其光漸く薄く復た世間に珍重せられざるに至るまでは滔々として流に從ひ流に浮沈して幾多の波瀾を生ずるとならんのみ泰西文明國にては人爵を以て政治家の目的物、占有物となさしめざるのみか近來の風潮は從前の公侯伯子男も次第に其影を薄くせんとするに至りたりといふ左れば我輩も漫に今日に事を急がず唯時勢の進歩に一任するの外なしと諦め自から口を閉ぢて言ふなからんと欲すれども爰に聊か懸念に堪へざるものは明廿三年より國會を開設して漸次に公議政治を執らんとするの一事なり現今の事態より推測すれば國會とても最初の間は左程に花々しからずして直ちに内閣の更迭を促すべきに非ざれども次第に其勢力を得るに隨ひ早晩政黨政治を形成して國會議場の勝敗を以て内閣を授受するに至るみとならん扨てその内閣を授受するの趣は一内閣にして五年十年の長きに亘るみと例へば曩は英國の如くなるべきや或は然らずして每年期月を愼しとあし坐席未だ暖かならざるに作起出沒定まりなきこと佛國の如くなるべきやと云ふに從來我國政治社會の事情を察するに政熱は至極高き方にて稍やもすれば反覆更迭など天下に事あるを喜んで平穩に安んぜざるの氣習あるが如くなれば一場の變動未だ收まらざるに又第二の變動を催はし彼れ取り我れ代りて政變の頻繁なることもあらんと豫想せざるを得ず抑も代議政治の主意とする所は一國の公議輿論に從て利害を論るにあるとなれども之と共に政治家が宿昔青雲の野心を遂ふするのみならず位勳爵の光明を放ちて意氣揚々たらんと欲するの念は禁して禁す可らず即ち功名家の本色あれば前陳の如く頻々内閣の更迭ある度毎に當路の一流は先例に從て何族何爵何等何位ならざるを得ず蓋し貴顯の標章として宿昔の目的なればなり斯くて内閣の更迭と共に其都度新華族を新生して隨て舊華族の身分を觀察すれば封なれども爵位は更迭と共に動くとなきが故に政治上の變動は唯華族を增加するの一方にして曾て之を減ずるとなければ政變の頻繁なる割合にます／＼其數を增加して滿目大小の政治家は大概皆世襲の族爵を有し二三十年の後には朝野到る處に之を見るの日ある可し

左る程に政治家は内閣更迭の機會に乘じて身分を高め平生の所望を滿足する頃は漸く其光明を薄くするとともなりて顧れば一場の夢となるに隨ひ政事と爵位と相別するの時期に達するともあらんかなれども困却あるは財政の一條にして新華族には夫れ／＼應分の財産を與ふるみと是れ亦先例の定むる所なれば政變ある毎に財産支給の費額を嵩め多々ます／＼際限なきに至る可し凡そ人事を決するは先例に據るの常にして殊に政治上に於ては最も之を重んじ先例とあれば大抵の難問題も決を取ると易きが故に財産給與の一事も其時に臨んで非難なかる可しと我輩の豫め信ずる所なり或は云ふ今日の新華族は維新の功勞を以て特別のみとなれば先例とは爲る可らずとの說もあらんなれども創業守成ろの等異あらずと云ひ又は何々の事は維新の功には優る云々あど唱ふれば自から亦その時に通用難からずして所謂國家の柱石政治の元勳は續々輩出し實以て柱石元勳に相違なき者多くして維新の功勞獨り空前絶後ならざるを如何せん今の當局者は此邊に付き如何に考案を定めらるゝや經世の眼を外にしても後世財政上の始末に付き覺悟あらんみと竊に冀望に堪へざるなり

官報

○國稅滯納處分法（前號の續き）

第二章　差押

第十二條　財産差押ヲ爲ストキハ地方長官ヨリ差押命令書ヲ發シ收入官吏ヲシテ之ヲ執行セシムヘシ○第十三條　財産差押ヲ爲ストキハ處分費稅金ニ充ル金額ヲ目途トシ通貨ヲ先ニシ次ニ左ノ順序ニ從ヒ其物件ノ賣却代價ヲ見積リ逐次差押ヲ爲スヘシ但第一第二第三ノ物件ハ事宜ニ依リ順序ニ拘ハラス之ヲ差押フルコトヲ得又物件ノ分割スヘカラサルモノ及分割スレハ價値ヲ減スヘシト認ムルモノハ其全部ヲ差押フルコトヲ得」第一　地金銀、公債證書、株券、手形、其他ノ證券」第二　農業其他營業上ノ生産物、製造物及賣品」第三　第一第二ニ掲ゲザル動産及一月以内ニ收穫シ得ベキ土地ノ生産物」第四　債主權」第五　不動産」第六　買入書入ト爲シタル財産但質屋營業者ニ質入シタル動産ヲ除ク

○第十四條　主タル物件ノ差押ハ其物件ヨリ生ズル利益又ハ生産物ニモ其效力ヲ及ボスモノトス○第十五條　滯納處分着手以前ニ裁判執行ノ爲メニ滯納者ノ財産ノ一部ヲ差押ヘラレタル場合ニ於テハ其殘餘ヲ差押フヘシ其賣却代價處分費稅金ニ對シ不足ナルヘシト認ムルトキハ該裁判所ニ照會シテ其不足金額ヲ請求スヘシ○第十六條　第十三條第一第二第三ノ物件ニシテ滯納者所有ノ家屋倉庫其他滯納者所用ノ場所ニ現在スルモノハ滯納者ノ所有ニ非ザル旨ヲ申告スト雖モ其證據分明ナラザルトキハ之ヲ差押フルコトヲ得○第十七條　前條ノ場合ニ於テ差押物件ノ取戻ヲ請求セントスル者ハ賣却決行ノ五日前マデニ所有主タルノ證憑ヲ具ヘテ收入官吏ニ其取戻ヲ請求スヘシ○第十八條　左ニ掲グル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ズ」第一　滯納者及其同居家族ノ生活上缺クベカラザル衣服、寢具、家具及廚具」第二　滯納者及其同居家族ノ人口ヲ量リ三十日間ノ生活ニ必要ナル食料及薪炭」第三　實印」第四　祭祀ニ必要ナル物品及石碑、墓地」第五　滯納者ノ家ニ必要ナル系譜、日記、書付類」第六　滯納者及其同居家族ノ身分ニ必要ナル制服、祭服、法衣」第七　勳章其他名譽ノ章票」第八　修學上必要ナル敎科書、器具」第九　發明ニ係ル未定ノ物品、未ダ發行セザル著譯書類」第十　滯納者ノ同居家族ノ財産ニシテ一箇年前ニ官簿ニ記載シタルモノ若クハ一箇年前ニ記名シタル公債證書、株券、手形其他ノ證券」但所得稅ニ關シテハ此限ニ在ラズ○第十九條　左ニ掲グル物件ハ他ニ處分費稅金ヲ償フニ足ルベキ物件存在スルトキハ滯納者ノ撰擇ニ依リ差押ヲ爲サヽルモノトス」第一　農業ニ必要ナル器具、種子、肥料及牛馬並ニ其飼料」第二　職業ニ必要ナル器具及材料○第二十條　收入官吏ハ財産差押ヲ爲ス爲メ滯納者ノ家屋倉庫其他ノ場所ニ立入ルコトヲ得」滯納者他人ノ家屋倉庫其他ノ場所ニ物件ヲ藏匿スト思料スルトキハ收入官吏ハ其場所ニ立入リ取調ヲ爲スコトヲ得」收入官吏滯納者又ハ他人ノ家屋倉庫其他ノ場所ニ立入ルハ日出ヨリ日沒マデノ時間ニ限ルヘシ○第二十一條　收入官吏滯納者ノ家屋倉庫其他ノ場所ニ立入ルトキハ滯納者若クハ其同居家族他人ノ家屋倉庫其他ノ場所ニ立入ルトキハ其所用者若クハ其同居家族ヲシテ立會ハシムヘシ」滯納者又ハ所用者及其同居家族トモ不在ナルトキハ隣佑一名以上又ハ市町村若クハ警察ノ吏員ヲシテ立會ハシムヘシ○第二十二條　收入官吏ハ財産差押ヲ爲スニ當リ門戸倉庫房室及篋匣等ノ閉鎖シアルトキハ之ヲ開カシメ又ハ自ラ之ヲ開クコトヲ得○第二十三條　收入官吏財産差押ヲ爲ストキハ差押命令書ヲ携帶シ滯納者若クハ立會人ノ求ニ依リ之ヲ示スヘシ○第二十四條　財産ヲ差押ヘタルトキハ收入官吏其差押調書ヲ作リ立會人ト共ニ署名捺印シ其謄本ヲ立會人ニ交付スヘシ○第二十五條　通貨及第十三條第一ノ物件ヲ差押ヘタルトキハ封印シテ其地ノ市町村長ニ預ケ第十三條第二以下ノ物件ヲ差押ヘタルトキハ其目錄ヲ添ヘ其地ノ市町村長ニ之ヲ預ケ其預リ證書ヲ取ルヘシ○第二十六條　左ノ場合ニ於テハ滯納者又ハ其同居家族ヲシテ差押物件ノ保管ヲ爲サシムルコトヲ得」第一　收入官吏ニ於テ必要ト認ムルトキ」第二　運搬ニ困難ナルトキ又ハ多額ノ運搬費ヲ要スルトキ」此場合ニ於テハ封印又ハ其他ノ方法ニ依リ差押物件タルコトヲ明ニスヘシ又必要ナル場合ニ於テハ看守人ヲ置クヘシ○第二十七條　債主權ヲ差押ヘタル場合ニ於テハ收入官吏ヨリ負債者ニ對シ差押ノ通知ヲ爲スヘシ」負債者前項ノ通知ヲ受ケタル後滯納者ニ對シ其義務ヲ履行シタルトキハ其履行ノ效ナキモノトス○第二十八條　不動産及船舶ヲ差押ヘタルトキハ收入官吏ハ所轄登記所ニ照會シテ差押ノ記入ヲ受クヘシ○第二十九條　買入書入ト爲シタル財産ヲ差押ヘタル場合ニ於テハ收入官吏ハ差押物件、處分費、稅金額及賣却決行ノ期日ヲ其債主ニ通知スヘシ」前項ノ場合ニ當リ其債主ニ於テ處分費稅金ヲ完納シタルトキハ其差押ヲ解クヘシ

第三章　賣却

第三十條　財産差押ノ手續ヲ終リタルトキハ收入官吏ハ其翌日ヨリ三日以後五日以内ニ賣却公告ノ手續ヲ爲スヘシ」賣却ノ公告ハ左ノ場所ニ掲示シテ三日以上ヲ經ヘシ」第一　課稅地ノ郡市役所及區役所若クハ町村役場ノ掲示場」第二　物件所在ノ場所」賣却物件ノ價多額ナルカ又ハ滯納者ノ請求アルカ又ハ收入官吏必要ト認ムル場合ニ於テハ前項ニ掲クル場所ノ外近傍人民群集地ニ掲示シ又ハ其地方ノ新聞紙ニ其要件ヲ公告スルコトアルヘシ○第三十一條　差押物件ハ入札若クハ競賣ノ方法ヲ以テ之ヲ公賣スルモノトス但法律規則ニ依リ取扱ニ制限アル物件ハ此限ニ在ラス」前項但書ノ物件及豫定總價格一圓未滿ノ差押物件ハ公賣ニ付セス評價ヲ以テ之ヲ賣却スルコトヲ得○第三十二條　差押物件ヲ賣却セントスルトキハ收入官吏ニ於テ其物件ノ價格ヲ豫定シ之ヲ封書トシ入札若クハ競賣ノ場所ニ置クヘシ○第三十三條　賣却ハ差押物件所在ノ市町村内ニ於テ之ヲ爲スヘシ但收入官吏ニ於テ必要ナリト認ムルトキハ他ノ地ニ於テ之ヲ賣却スルコトヲ得○第三十四條　滯納者及賣却ヲ爲ス地方ノ稅務ニ關スル官吏雇員ハ直接ト間接トヲ問ハス其賣却物件ヲ買受ルコトヲ得ス○第三十五條　第十三條第一第二第三ノ物件ハ公告ノ日ヨリ十日以外第四第五第六ノ物件ハ二十日以外ニ於

テ賣却ヲ爲ス……モノ又ハ多額……ク減少スル……ラス之ヲ賣却……押ヘタル生産……八條　債主權……ヲ認メタル後……他ニ差押フ……押フルコトヲ……サルトキハ收……訴スルコトヲ……入札ヲ以テ之……リ買受望人ナ……定價格ヲ定メ……ルトキハ收入……望人ナキカ又……キハ其豫定價……處分費稅金……ル全部ノ物件……テ處分スヘシ……入官吏ハ賣却……謄本ヲ滯納者……ル場合ニ於テ……人賣却調書ニ……ヲ記載スヘシ……者ニ買受人ノ……却シタル物件……落札達書及代……四十三條　差……分費稅金ニ充……スヘシ」賣却……トキハ其代金……金額ニ充ル……納者ニ還付ス……ニ買入書入ト……其負債金額ヲ……ヲ扣除シ尙余……二項ノ場合ニ……其殘餘金ハ該……ニ交付スヘキ……ニ交付シタル……内ニ滯納者ヨ……知シ雙方連署……額受取方ヲ申

第四章

負債者ニ對シ……第四十五條……セシムヘシ但……ニ於テハ書留……條　使丁ハ送……キハ同居人ニ……者ヨリ領收書……人領收書ヲ記……シ其旨ヲ附記……ヘキ者アラサ……シ市町村長ニ……收入官吏ニ差……相當ノ處置ヲ……トキハ公示ス……記シテ之ヲ其……町村役場ノ掲……掲示ヲ爲シタ……達アリタルモ……ヲ書類ヲ送達……ニ送致シ市町……達スルコト能ハ

第五章

第五十條　正……會ニ臨セサル……五十一條　滯……ノ契約ヲ爲シ

（英量）封度　凡我百二十目……（英尺）呎　凡我一尺○五分……（佛量）基羅……（佛尺）米突

○新橋横濱間汽車時刻　新橋發午前六時十分、六時四十分、八時、八時三十五分……

○新橋神戸間發車時刻……

○上野前橋間發車時刻……